

平成29年5月15日

建設職人基本法「基本計画」への特定足場工法の義務化について

一般社団法人 日本建設業連合会
一般社団法人 全国建設業協会
一般社団法人 建設産業専門団体連合会

「建設職人基本法」は、適正経費の確保や週休二日の推進など、職人の処遇改善を目指したものであり、全国仮設安全事業協同組合（アクセス）が「基本計画」への盛り込みを目指す「特定足場工法の義務化」には、平成25年11月に田村厚生労働大臣へ提出した要望書の通り反対である。

1. 手すり先行工法の義務化については、2年前の厚生労働省の足場に関する委員会で何度も議論して、安衛則が改定されたばかりであり、否決された「手すり先行工法」の義務化を「基本計画」に盛り込むのは、反対である。
2. 足場からの墜落・転落災害発生状況によれば、安衛則に基づく措置を適切に実施していなかったケースが92%をしめている。我々としては、適切な措置を講じていれば十分な墜落防止効果があると考えます。
3. 「手すり先行工法」は、躯体側に取り付けが出来ないため、本質的に絶対安全とは、言えない。建設業界は、自社で様々な足場材を保有しており、当該現場の実態に応じたものを選択できるようにしていただきたい。「手すり先行工法」の義務化は、全国の建設会社への影響は大きく、死活問題となる。
4. 足場の点検については、点検のみならず、点検の結果明らかになった問題点をただちに補修することが、事業者には義務づけられている。事業者が選定した足場の組み立て等作業主任者が、自らの責任に行っており、建設業界では第三者による点検は必要ないと考えます。

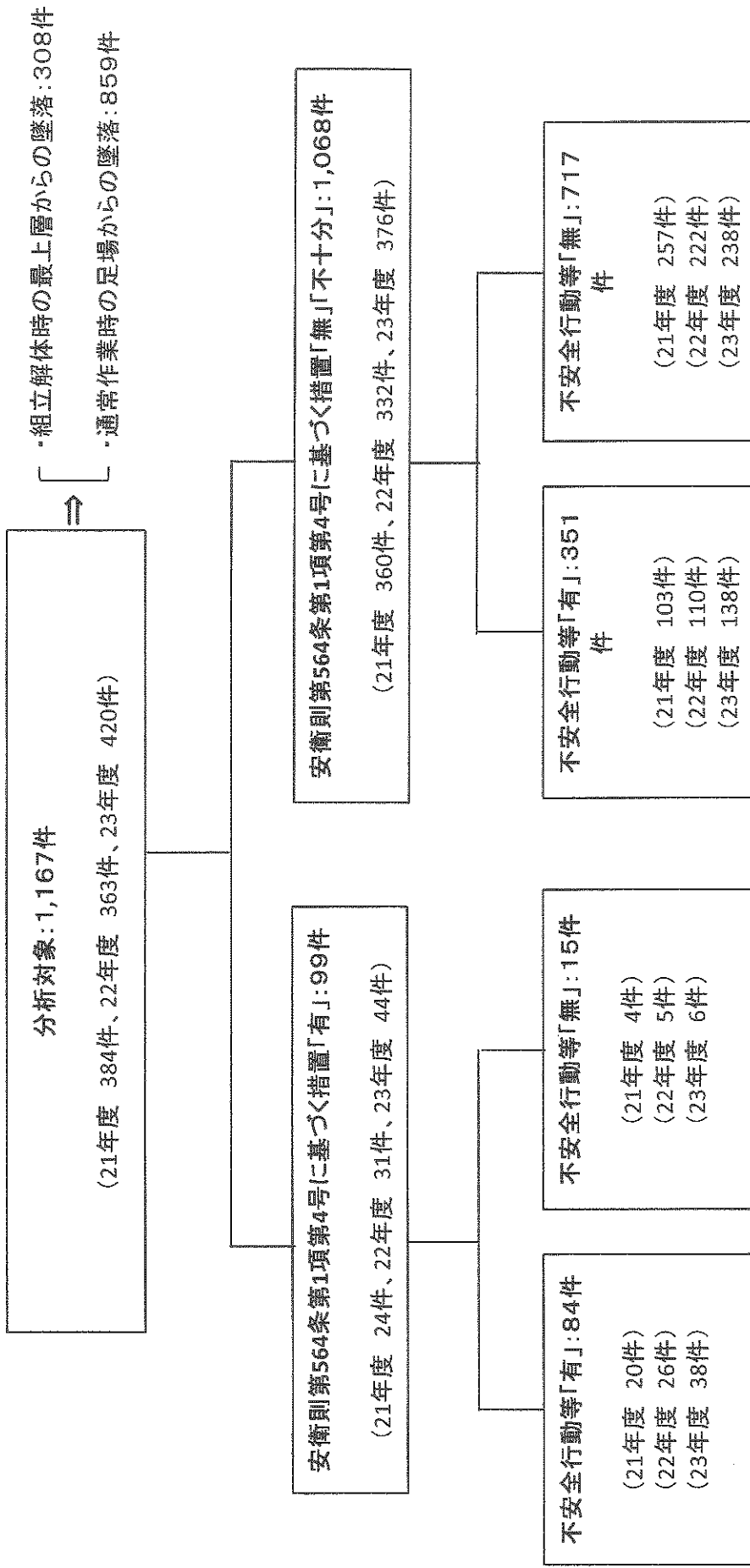
(4/20の超党派フォローアップ推進会議における小野理事長発言について)

官民格差の是正

「国土交通省の直轄工事では、手すり先行工法を義務化しているのに、足場からの墜落死亡事故は、ゼロであり、民間も義務化すべきである。」とのアクセスの主張については、以下の通り考えています。

- ① 国土交通省の直轄工事は、規模も大きく、小規模の民間工事と比較して、施工者の技術力や管理能力、発注者の管理能力が事故防止に大きく寄与しており、足場の種類の違いに持って行くのは、無理がある。
- ② 墜落事故の分析結果では、足場の種類云々ではなくて、足場を確保せずに、はしごで作業したなど、安衛則を守っていないことが原因であることが、大半である。

平成21～23年度における組立・解体時の足場の最上層および通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)
 厚生労働省資料を基に日建連で集計



手すり先行工法における問題点

一般社団法人 建設産業専門団体連合会

・くさび式の足場でも親綱および安全帯は使用する。頭の上方に重量物（先行ブレス）を上げることになるので、仮に安全帯未使用であった場合の墜落の可能性は従来より高くなる。安全帯使用の教育徹底が不可欠。

・枠組み足場における据え置き型、繰り上げ型はいずれも手間が大きく増える。車両での運搬時にもかさばるので、生産性は下がる。

・くさび式手すり先行の一部は支保工として使えない（強度があまりない）ため、足場兼用の支保工とするときは枠組み型に限定される。

・くさび式、枠組み式いずれにおいても、従来の枠組みより部材の点数が増える。また先行する手すりを設置・解体するときは自分の頭の上での作業になるので落下の確率は高くなる。従来の枠組み式だけであれば、作業レベルで外周ネットを先に張るなど対応ができる。

・狭い場所で使用できないことがある。外壁改修工事において、隣のビルとの間が 650mm 以下ですと単管パイプでの足場組立となり、手すり先行工法はできません。都心のビルではこのケースはかなり出てくる。敷地内工事においても、条件によっては上記のケースは出てくる。